

令和 7 年 10 月

『賃金台帳 兼 源泉徴収簿』販売終了のお知らせ

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長年にわたりご愛顧いただいております『賃金台帳 兼 源泉徴収簿』は、社会のデジタル化ならびに DX 化の推進を背景に、販売部数の逓減が著しく採算面において非常に厳しい状況が続いていたことから、令和 7 年分をもちまして販売を終了させていただくこととなりました。まことに恐れ入りますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げますとともに、長年のご愛顧に改めて感謝いたします。

なお、「賃金台帳」、「源泉徴収簿」、また裏面の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」につきましては、以下のホームページに各様式が掲載されています。まことにお手数ではございますが、令和 8 年分以降はホームページより各様式をダウンロードいただきご利用いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

- ① 賃金台帳：厚生労働省東京労働局ホームページ
(https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikishu_zenkoku.html)
- ② 源泉徴収簿：国税庁ホームページ
(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_03.htm)
- ③ 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書：国税庁ホームページ
(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_01.htm)



①賃金台帳
(厚生労働省東京労働局)



②給与所得に対する
源泉徴収簿
(国税庁)



③給与所得者の扶養控除等
(異動) 申告書
(国税庁)

お問合せ先：納税協会連合会 編集部
TEL 06-6135-4062

帳
(常時使用される労働者に対するもの)

(常時使用される労働者に対するもの)

①

2

②の記載内容は国税庁ホームページのこちらの様式（給与所得に対する源泉徴収簿）を利用できます。



【源泉徴収税額表の改正】

令和8年1月からの源泉徴収税額表が変更されます

詳しくは、税額表更新の合計所得金額等欄条件が変更されています。
詳しくは、源泉徴収ホームページをご覧ください。

令和8年分 源泉徴収税額表



【年末調整がよくなるページ】

源泉徴収ホームページ「年末調整がよくなるページ」を訪問し、年末調整に関する様々な情報を提供しています。

年末調整がよくなる



※ 令和8年度の各種情報については、令和8年10月頃に更新いたします。

【キャッシュレス納付のご案内】

源泉所得の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、自宅や事務所などの源泉納付が可能でキャッシュレス納付が便利です。

詳しくは、源泉ホームページにおいて、e-Taxを利用した源泉所得の納付手段を、様々な画面等公開しておりますので、ご覧ください。

- ① 源泉所得の納付についてキャッシュレス納付を利用するためには、事前に「e-Tax」で所得税徴収通知書データを作成、送達する必要があります。
- ② 所得で徴収税計算書データを作成、送達からキャッシュレス納付手段までの流れを体験することによって「源泉所得のキャッシュレス納付体験コーナー」をこちらがご利用いただけます。

キャッシュレス納付について



キャッシュレス納付について

体験コーナー

災害減免法による徴収猶予関係	申請書の受付月日	徴収猶予の受付月日	徴収猶予期間	徴収失失は繰越徴収失がある場合の徴収猶予限度額
	月 日	月 日	自 月 日 至 月 日	

③の記載内容は国税庁ホームページのこちらの様式（給与所得者の扶養控除等（異動）申告書）を利用できます。

[illegible]